

## 農業における経営・土地利用研究の推進方向(197)

誌名	農業技術
ISSN	03888479
著者	田口, 三樹夫
巻/号	32巻7号
掲載ページ	p. 324-329
発行年月	1977年7月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター  
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council  
Secretariat



# 農業における経営・土地利用研究の推進方向 (7)

— 転形期農業の“担い手”を考える —

田 口 三樹夫

## 承 前

本シリーズの口火を切った鈴木論文(本誌31巻9~11月号連載)が強調しているように、わが農業経営研究分野に対していわれ続けてきた批判にこたえ、さらに今日の日本農業が直面している難局に立ち向うためには、従来どおりの研究方法で済むわけのものでないことぐらい、もはやわれわれの仲間うちでは、明白な共通認識だと思ふ。とりわけ、「個別の農家経営の指導に資する」だけでなく、「わが国農業総体」もしくは「少なくとも各地域農業の総体に対する展開方向、施策指針についての提言」が、われわれに要請されるに至っているという指摘もまた、経験的にわれわれの共通認識になっているといつてよからう。

そしてそのために、鈴木論文は「地域農業保全調査研究事業」(仮称)という結集軸を提起し、わが経営研究部門の現有勢力の半ばを投入して遂行するような大規模な組織的研究活動を構想している。しかしながら、この提案を受けて以来、わが陣営内では、本「事業」の内容をつめる作業に入る前のところで、一つの困難にぶつかってなかなか議論が先へ進まないという実情にある。すなわち、本提案が、鈴木論文の副題に「語らいのなかから」というような、一見、随筆風の私語的な標題で語られているとしても、中身をべつすれば、まさに農研経営土地利用部長としての立場で語るにふさわしい大「事業」の提案であって、しかもそこに、部門の存続をかけようとする、組織管理者としての“危機感”を基調において語られているのがわかる。だから「構想」はたちまち、研究の自由を損ねはしないか、研究の統制につながりはしないか、といった懸念として研究現場から発せられることになってしまうわけである。

「統制なき組織的研究」を鈴木論文およびその補足としての南論文は強調しているが、本シリーズでも、あとに続く川口、高橋両論文は、たとえば研究管理の「アメリカ型」か「イギリス型」かとか、あるいは「巨木型」か「群落型」かといった、研究管理のあり方をめぐる本質論を提起して、やはり統制への懸念をかくそうとはしない。鈴木、南両氏の再論が待たれるが、筆者は同時に、現場の研究者の側から、「共同研究」の展開が、ひるがえって「組織的研究」に結実するといった、研究活

動のあり方について逆提案していく筋合いのものであると思っている。それは、いつにかかって、鈴木部長の提起による「地域農業総体」に関する調査研究が、個々の経営研究者にとって、いかほどの範囲と水準で共通の問題意識たりえているかどうかに関わっている。

筆者は、今日、大多数の経営研究者にとって、その具体的な研究課題としての異同はあっても、おおむね共通の問題意識たりうるものと判断している。「事業」という語感のもつ官僚組織の性格は避けられないにしても、鈴木部長のわれわれに対する協力要請を、いわば「地域農業問題」に関係しあう限りで、自己の課題を具体化し、それらを研究者の相互分担のうえに、共同の事業として主体的に再構築していくという「共同研究」の立て方は可能であるし、またそうでなければならぬと、日頃、思っている。こうした考え方から、ここでは筆者がそれに関わろうとする課題内容を明らかにして、共同研究課題の具体化に寄与したい。

## 1. 状況——転形期——の構造的矛盾<sup>1)</sup>

1) 日本農業の現状を何故「転形期」として把えるのか 筆者は、自分の経常研究の主題である「経営主体論」の立場から、本問題にアプローチするものであるが、それはまず、日本農業の当面する現状を、“農業生産力の担い手”の立場で把握し直してることから、スタートする。結論を前もつてのべれば、日本農業の直面している構造的矛盾の深化は、もはや、“担い手”の従前どおりのあり方を許さない事態に至ったという意味で、明らかに「農業危機」の段階にある。“担い手”のあり方、すなわち、農業経営の存在形態の転換=転形なしには、日本農業は終焉の日を迎えるという状況にあるわけであるから、究局において、日本農業の終焉が許されない以上、経営主体の立場からは、そのあり方・存在形態を転形して自己の再生をはかるしかないということになる。かくして、「農業危機」という状況の経済的認識を、「形態転換のための過渡期」、すなわち「転形期」という経営的認識で捉え直してみようというのが本論のねらいである。

1) 以下は、昭和51年度総括検討会議第1分科会において、「農業の転形期における“担い手”の諸形態」として話題提供した要点をもとに整理したものである。

形態転換を必至ならしめたメカニズムは、やはり、戦後農地改革が創出した、いわゆる「戦後自作農制」の構造に本質的に孕まれたものであった。よくいわれるように、農地改革は、「自作地所有農家」を作り出したが、真の「自作農」を作り出したわけではなかった。なによりも伝統的な小農の生産様式である「零細分散農耕制」をつき破ることはできなかった。「農業革命」に至らなかったということである。

したがって、支配的な農業経営の形態は、伝統的な「小規模家族農業経営」としてのそれであって、“小規模性”のゆえに、たえず家族労働力の再生産条件(=家計)を充足することに多大の困難がつきまとっていた。いうまでもなく、わが国農家は直系家族経営として営まれており、そのことから当然に、家族構成の周期性に基づいて家族労働力構成もまた周期性をもって変化するわけのものである。その家族労働力の変化に対応して、経営規模の変化は必然的なものであるはずである。しかるに、農業生産における最も本源的な生産手段である、他ならぬ「土地」が、その「戦後自作農的土地所有制」として確立された農地改革によって、逆に、家族労働力の変化に対応するような土地規模の変化を阻止し、硬直化させるという結果を生み出した。

昭和30年代に始まる驚異的な高度経済成長は、国家独占資本主義的強蓄積といわれるように、農村に大量にプールされていた、農家労働力の大動員に他ならないのであるが、そのことを可能にした農業側の要因が、この土地規模の零細性かつ硬直性と、家族労働力との間の不均衡にあったことはいうまでもない。1haないし1.5haの自作地に対して、家族労働力構成が好転すれば、直ちに手余りになる労働力を抱えこんでいる恰好のものであって、潜在失業の農業就業構造が常態となっていたのである。それが資本に大量動員されるのは容易なことであったし、同時に家計水準の上昇に伴って農外就労を強めざるをえない、農家の再生産構造の零細性によって加速されていたわけでもある。

そのために、直接的な農業生産過程に対して、強力な機械化装置化さらには化学化が用意され、農業技術の構造は周知のように一変した。戦前にいわれたような産業予備軍としての農家労働力ではなく、それは再び還流することのできない仕組でもって農外へ流出していった。もはや、伝統的な形態での小規模な家族内分業に基づく協業体制は、大きく崩壊しているとみなければならぬ。

このような観点に立って、筆者は、わが国農業経営の大宗である「小規模家族農業経営」の社会的存在形態が、歴史的な意味での「転形」を開始したとみるもので

ある。特に昭和35年以降の農家労働力のドラスチックな減少をみると、それは一目瞭然である。農家人口1,400万人の「人口障壁」は大きく破られたのである。それだけではない。男子専従者(1年150日以上就農)を一人も持たない農家が、都府県全農家の73.7%を占めているのである(50年センサス)。もちろん、いつまでも家族内分業、協業体制の存続に拘わっていることの意味は問われるであろう。機械化・装置化の進展がそれに代位しており、農業生産力総体としては、ある種の「歪」を是正すれば憂慮するには及ばないというテクノクラートの見解もありえよう。しかしそこには本質的な問題がつけつけられている。「生きた労働」としての労働主体・個人が、いまでは「過去の労働」としての労働客体・機械・施設など大型生産手段に支配された形態で結合されてしまっているということである。

「生きた労働」としての主体・個人が、逆に機械や装置を使いこなすことによって始めて、農業生産力の全体を発展させる主体的な契機を見出すわけのものである。現状はそうしたメカニズムを農村内部に見出すことが非常にむずかしくなっている。とりわけ農業構造改善事業に始まり、そして昭和45年の「稲作転換」、その後の「総合農政」へという農政の混迷が、結果として引き出してきたものこそ、全面的な「転形期」の成熟であった。

おそらく、筆者が別途論じたように<sup>2)</sup>、直系家族としての農業経営の多くが、“家産の相続”と“経営の継承”を分化させ、後継者が「継承するに値しない」として家業を捨てていっているとき、親世代のリタイヤをまっけて、家族経営としての連続性は喪われてしまい、いわゆる「一代限り農家」としてのその終焉を迎えるであろう。すなわち「戦後自作農体制」の終焉でもあり、これが“担い手喪失”という状況の「完成図」となるはずである。

だから、冒頭に戻って、経済学がそれを「農業危機」と認識するとき、われわれは経営研究者にとって、そうした終焉を拱手傍観しえない以上、どこまでも現状を“担い手”のあり方、存在形態の「形態転換のための過渡期」として捉え直し、経済学が否定した状況を再否定して、内在的に、農業経営の形態転換の契機と方法を見出すという課題を背負っているというべきなのである。

2) 「戦後自作農制」の基礎・「私的所有」は何故矛盾に落込んだのか その契機と方法の模索は、結局のところ労働力と土地の結合様式を再編するという課題に行き着くであろう。特に「土地所有」の経営的課題といった

2) 拙稿「家族経営と後継者問題」, 農業経営研究, 第25号(1976)

新たな分野が立てられなければならないと思う。

前項では、「戦後自作農制」が労働力構成の変化に対応しえないために、農外就労への引金となって、それが機械化・装置化の進展の中で、家族内分業・協業体制を崩壊に追いやり、結果として「戦後自作農制」の終焉に至るといふメカニズムを明らかにしたのであるが、実はその体制が同時に、簡単に農業を捨てざることを許さない歯止めの役割をも持っていることに注目する必要がある。それは、生産手段としての「土地」にではなく、もっぱら財産としての「土地」との関わりにおいて生じる問題である。この二面性こそ、土地の「私的所有」が生み出した難問であるといえよう。以下、その「私的所有」のもつ矛盾のメカニズムについて問題の所在を明らかにしていく。

そもそも、「土地」は、農業における「本源的生産手段」として、特異な地位にあるものであって、それゆえ、戦後農地改革の基本理念として、「農地はその耕作者みずからが所有すること」が、最も至当であると農地法に謳いあげられたところである。いうまでもなく、農家は耕作者であり、だから耕作者は農地所有者でなければならないという自明の前提が、農地法を貫く論理であった。またそれは、戦前の寄生地主制に抵抗して、自作農になることを願った多くの農家にとって、いわば「生存権」を獲得するための悲願ですらあったのである。

したがって、当時の生産力水準に見合っ、平均的家族労働力の大きさに対応した土地面積を解放し、農家としての「生存権」を保証しようとしたことは、今日なお社会的正義としての権利の確立であったといえよう。しかし同時に土地は、人類の「共存権」を保証するものでなければ、真の社会的正義とはいえないものである。しかるに農地改革の保証した「生存権」の基礎は、「近代的土地所有権」の確立に据えられていた。すなわちそれは、「私的所有」であるがゆえに、「近代的土地所有権」一般が備えるところの、それをどのように利用しようが、あるいは利用しまいが他を顧みる必要はなく、あくまでも所有者の絶対的、排他的な「支配権」であるという側面を同時に孕んでいた<sup>3)</sup>。

したがって、本来、耕作するということは、「利用権」が保証されるならば、必ずしも「所有権」を不可欠のものとするものではないはずであるが、農地法は、そのすべてを等号で結びつけてしまった。「耕作権」＝「賃借権」(「利用権」)＝「所有権」という関係は、戦前の地主と小作農の地位を逆転せしめるものとして積極的な役割

をもつものであるが、一旦、自作農同志の間のこととなると、様相を一変させる。「耕作権」優位の原則は、貸手側の自作農の「所有権」をはなはだしく弱体化させてしまう。貸付地返還の規制、借地料の法定化、離作料支払の負担などは、いわゆる「近代的土地所有権」の絶対性を著しく損ねることになり、貸手はそうした事態を極力避けようとする。したがって貸借は進みにくく、ある農家が、家族労働力構成の好転を機に、土地面積を借地によって拡大しようとしても、容易に借地することができず、また機械化による労働生産性の高度化は必然的に操業規模の拡大を要求するが、それに見合った土地拡大が容易でなく、土地面積をめぐる農家間競争をきびしく押え込んでしまうこととなった。

いわば、「戦後自作農制」は多数の小規模自作農(小商品生産者)を作りだしたに過ぎないということになる。したがってその後の経営発展への志ある農家の努力は、せいぜいのところ購入しうる限りで小地片をつけ加えることが可能であったという程度であって、その努力の大半は、小面積の自作地に「集約化」を進めて内包的規模拡大をはかり、経営の「合理化」に努めるといったレベルに押し留められていたのが実情である。つまりところ「私的所有権」の保証のゆえに、逆に本源的な生産手段＝土地の拡大を伴う経営発展を実現しえなかった。その意味では、戦後自作農は、その初発から本源的な自己展開の条件をもちえていなかったというべきである。

そして前述したように、農外就労の度合を高める農家が非常な勢いで増加し、さらにはほとんど他産業、他職業に“業態分化”をとげてしまった、いわば元農家さえ広汎に出現するに至ったのであるが、そうした農家でもなお、「土地」は「家」の「財産」としてなかなか手離そうとはしなかったし、また手離されるときは、高騰する地価を投機する一回限りの商品取引としてであった。それがこの間の厳然たる事実である。まさにそこには、「家」にとってのビルト・イン・スタビライザーとして「土地」が意識されており、絶対的排他的な「財産権的生存権」としての「土地所有」への一面的自己主張が、そこにはっきりと打ち出されてきたということである。

今日、各地で、「不作付地」や「耕作放棄地」が大量に出現していて、土地利用度の低下が社会的にもゆるがせにできない大きな問題となってきたが、そこに象徴されていることは、「耕作せざる農家」が「耕作せざる農地」を「所有する」といういわゆる形容矛盾の「農家」が大量に輩出してしまっているということである。むろんそれは、「生存権」の「私的」な主張ではあるが、しかし、「財産権的所有権」の「私的」な主張であって、

3) 渡辺洋三「土地と財産権」岩波(1977)、篠塚昭次「土地所有権と現代」日本放送出版協会(1976)などによる。

「生存権の利用権」への、すなわち本来的な母なる大地のもつ「共存権」への主張がかけをひそめ、両者の間が分裂してしまっていることを物語るものである。当然、一定の限られた土地の上に「共存権」を主張しようとする社会一般との間に、きびしい対立を生み出すことは必至である。

他方、農業で生き抜こうとして、経営規模拡大を心から願っている農家は、現にいま、専業経営として自立した農家の中だけでなく、不本意に兼業化を進めざるをえなかった農家の中になっで、かなりの数が潜在的に存在しているはずである。ただただ、本源的な生産手段としての「土地」に関わって、買うことも借りることもむずかしい状況のもとで、しかも「耕作せざる農地」を眼前にしなが、自己の労働力をそこに結合せしめる方法を見出しえないというわけである。

こうして、現状は、高度経済成長のもとで、「戦後自作農体制」、その「自作農的土地所有体制」は、一方で、「自作農」の維持を目ざしながら農業経営の拡大発展を保証しえず、他方で、農業生産力の発展を意図しながら、「耕作せざる農地」の農業的利用の契機をもつことができず、ひたすら、小土地所有の私的「財産権的所有権」だけを強化するという自己矛盾に落込んでしまった。こうした事態を放置すれば、早晩、「戦後自作農体制」は自ら終焉の死亡宣告を読みあげることになるであろうということにはまちがいない。

だがしかし、農業それ自体のもつ社会的機能からして、終焉の宣告を自ら読みあげることができないのも事実である。国民の生存基本である食糧の安定的供給を基礎とする社会的使命が与えられているからである。農業生産力の担い手喪失という事態は、瞬時といえども許されず、誰かによって担われつづけなければならない筋道のものである。今後の農業生産力の社会的なあり方に規定された、一定の生産力担当者の誕生が要求されているわけである。したがって、当面の基本的課題は、どのような形態・あり方の「担い手」を作り出すか、いまそれが農家、農村、そしてわれわれに課せられている緊急の要請であるというべきである。

もっとも、そうした社会的要請が強いからといって、ただちにそれが農家個々に受留められて、遊休農地が拡大志向農家に貸付けられるとか、一般に、土地所有と土地利用の分離が進展するとかするわけのものではない。そこには二通りの筋道がある。一つは上からの政策的な誘導であり、他の一つは下からの自主的な道である。もちろん両々あいまたなければ充分ではないが、何はともあれ、農村内部から、自主的主体的に土地利用を回復す

るエネルギーの湧出が先行すべきである。そのために、そうした土地利用を担う主体の再建が、結局、「転形期農業」の生死をかけた最大の課題となるということである。

## 2. 「担い手」創出の過程と条件

1) 「担い手」把握についての若干の方法的問題  
そうした土地利用を担う主体、すなわち「転形期農業」の「担い手」をどのような形態のものとして考えていくのかが、つぎの課題となってくる。以下、論述は、筆者にとっても、いわば方法試論といった段階のものであって、まだ充分な実証をなしていないことをお断わりしておく。

さて、「担い手」の新たな形態をどう考えるのか。いうまでもなくそれは、社会的な農業生産力の分有形態でなければならないことは当然であるが、それは同時に、資本主義経済体制に定位しうる「経済単位」でもなければならない。すなわち、典型的には先進欧米諸国にみられる「資本制農企業」の形態がそれにあたる。しかし日本の特別な展開をとげた日本資本主義と日本農業の相互関係から、農民層分解それ自体が押し留められてきており、そうした典型を描くことはできなかった。たしかにこれまではそうであったが、しかしながら、想定されるべき今後の「担い手」の形態としては、何らかの擬制が加えられるにしても、その基本において資本制的企業的経営の形態をとるであろうと考えて議論を進める必要がある。

けれども前述してきたように、「土地所有」のきびしい制約を考慮に入れるとき、個別経営として自己完了的に経営規模の拡大、蓄積をとげることは、自ずから限界がある。したがって、少数の企業的経営と多数の兼業的小規模家族経営の二重構造的構成が、将来ともわが国農業の「担い手」として維持されなければならないであろうと思われる。その際、「土地」の領域内連続性のゆえに、専業・兼業両農家群の集団体勢が、最も歴史的組織としての「むら」を領域として形成されるであろうと考えられる。ここに、鈴木構想の提起した「地域農業問題」への「経営主体論」からのコンタクトが必至となるわけである。言い直せば、経済的主体性をもった少数の企業的専業農家と、多数の経済的には主体欠如態としての兼業農家の二重構造的あり方が、おそらく「むら」の「土地」を舞台にして構築されるであろうということである。

その場合、留意すべきことは、農民層分解論で分析するような「生産力担当層」といった、「層」として押え

るだけでは不十分であるということである。タテ・ヨコの二重構造として押えるためには「群」としての把握が、どうしても必要となるように思われる。いま、その把握のための方法モードをクロスセクションで表わすと、第1表のような「群」的把握のモードが描かれる。

第1表 地域における「担い手」候補の「群分け」モード表

家族労働力の再生産条件充足度を加味した経営規模階層	目標達成への意欲、条件整備の度合、または状況への対応力の度合	目標とする経営組織ないし部門結合のタイプ(例)		
		稲作単一+稲作受託	稲作+飼料作+肉用牛	施設園芸+稲作
大 または A	+	○	△	□
中 または B	+	○	△	□
小 または C	+	○	△	□
離農志向または D	-			

ここでの集団は、「むら」を単位として考えているが、市町村もしくは農協の管轄範囲を単位として考えることもできよう。要は、各集団内の農家群の相互関係の緊密性を保持しうる単位であればよいわけである。表側に、「担い手」候補たる「むら」うちの農家の階層区分が、家族労働力の再生産条件——現金農業純収益  $P \div$  現金家計費  $Q \geq 1$ ——の充足度を加味した経営規模階層として区分される。 $P/Q < 1$  を小とし、 $1 \sim 2$  を中、 $3$  以上を大とすると、その地域の実情に合わせて経営規模階層区分すればよい。大、中、小が、大農、中農、小農といった区分と紛わしいと考えるならば、A、B、C階層でも構わない。問題は、そのつぎの区分作業である。すなわち個々の経営の発展目標に対する意欲、そのための条件整備の度合、状況変化への対応力の度合など、かなり主観的な視点からではあるが、+、- 区分がなされる必要がある。筆者の経験的評価によれば、集団的行動をとるに際して、現状変革に対する取組みは、A+, B+, C+, C-, B-, A- という序列で困難がますますである。

そして表頭に、その経営発展のために組織し直そうとしている経営組織ないし部門結合のタイプを、その地域において考えられる限りのものを掲げておき、表側の区分と重ね合わせて、各農家のドットを落していく。こうして、階層別と経営組織別の二重の集団を組織することが可能となるし、集団内部、各集団同志の諸協議の土俵を構築することが容易になると思う。そのことが同時に、タテ・ヨコに「群分け」された「個」が、「群」の中において果すべき、あるいは果しうる役割と実行性を

相互に確認し合う、最初の仕事となるはずである。

2) 「担い手」創出のための方法と条件(試論) 以上のように、「担い手」候補群が把握されたならば、それぞれの階層、経営組織ごとに「担い手」そのものを目ざして現状から一歩でも飛躍するための条件整備を方法的に提示するという作業が残される。本来、経営研究が最も蓄積をもっている作業段階のはずであるが、残念ながら今日のような「転形期」、すなわち動的な場面に挑戦しうるものとしては、非常に力不足である。それは日常性の中での「経営合理化」といった範疇でないだけに、「経営変革」のための方法蓄積は、いわばこれからの仕事であるといった方が正確である。しかし、われわれはかつて、特別研究「大規模先進経営の発展方式に関する研究」を始め、周辺領域にかなり接近した研究成果をもっているはずでもある。いまそ

れを筆者なりに、大胆に要約して示せば、つぎの四つの条件づくりとして、課題をしぼることができると思う。

条件〔I〕 個は、段階差をもつにしろ、あくまでも経営規模拡大を目標として「拡大再生産過程」をつくりだすこと。農業生産過程に投入できる“剰余”を、労働力でか、土地でか、さらに資本でか、いずれによるにせよ、まずこの創出がすべてに先行する。それはたとえば、農業生産だけで再生産条件が充足されていない兼業農家の場合でも、農業を大事にしようと思う限り、農外収入を農業へ廻わそうとする。そうした意欲が地域の集団的農業活動に一つの求心的な役割を果すことにもなる。事実、このような事例が最近みられるようになってきた。

条件〔II〕 個、集団いずれにおいても、目標としての経営形態は、何らかの水準における「企業的経営」形態を目標としてアプローチすること。もちろん企業利潤の確保がその目的であるにしても、そのことに拘わる必要はない。最低限、従事するに値するだけの「職業」として、自己の農業経営を位置づけることが必要である。

条件〔III〕 経営組織ないし経営部門の結合性を高度化すること。いわばこれは、新たな複合経営の論理を実行することを意味する。これまでの現実、土地に依存する度合が低く、また対応する市場規模の小さい作目ないし部門を経営組織として選択している経営では、部門補合化の方向に向きやすく、逆に土地依存度が高く、また市場規模の大きい作目ないし部門を選択している経営では、部門専作化の方向に向きやすい。前者は小商品生産者の悲哀を、また後者は資本制農企業の悪しき専門化

の論理を表わしている。そうではなく、いかに合理的輪作、部門結合（地域内複合生産を含む）にもっていくか、いま、正念場にさしかかった課題でもある。

条件〔Ⅳ〕そして、これらの条件整備を進める過程において、「土地所有」と「土地利用」の難問を解決するために一つの組織形成を進めることが必要となる。かつての村落共同体においては、「むらの土地はむらが使う」方式がとられていた。今日の「戦後自作農体制」においては、「自分の土地は自分が使う」あるいは「自分の自由にする」という方式であって、それがいま自己矛盾に陥んでいるわけである。だからここで一步跳ぶためには、やはり集団的な「土地利用」として考えてみるしかない。すなわち「自分の土地でもむら全体で使い方を考える」あるいは「むらうちで委せられる者に委せて使う」という方式である。そのとき、個々の「私的所有」とりわけ「財産権的土地所有権」にはふれる必要はない。ただ、使用・収益のための「占有」が集団的に保証されれば足りる。

いうならば、「共同組織」(Gemein Wesen)による土地の「共同占有」(Gemein Besitz)が保証されるよう

に「農地利用共同組合 (Association)」(仮称)を創設していく必要がある。そしてこの「組合」に対して、専業農家は土地と労働力と資本を、兼業農家は土地と部分労働力と応分の資本を、そして離農農家は土地を提供していくわけである。もし都市近郊で、すでに混住社会化が進んだ地区では、宅地を所有している新入者を構成メンバーとした「土地利用共同組合」を作って、地域社会の秩序ある発展のための土地利用に、彼らの理解とエネルギーを引き出していくことを考えてもよいであろう。

こうして、「組合」の全体が「担い手」の集合であり、個は主体的に分業・協業体制を通じて、自己の位置づけをそこに見出しうることになり、まさに「地域農業の総体」としての把握、その「展開方向と施策指針についての提言」を、彼ら自らが充分になしうることにもなろう。そうなれば鈴木構想による「地域農業」のデータ集積は、単にわれわれ経営研究者の「論陣構築」に役立つためばかりでなく、むしろ地域内農家個々および集団のために「有効性」を発揮するものでなければならぬということに重点がかかるであろう。

(農業技術研究所経営土地利用部)

### 農 研 会 の 記

東京都の近辺に在住する元地方農試場長の希望者で組織する農研会の第43回までの状況は、場長会報8号で紹介した。

その後第44回(昭和51年3月26日)は、7か年の長い間インド国に滞在し、同国の農業の開発指導に従事して帰国した、会員の末次勲氏に「インド国の近況」という題でお話をお願いした。氏は自筆の「南インド農村の明暗」という印刷物をテキストに、インドは日本より40年も遅れているというが、それは社会生活の一般論であろうが、研究者のトップクラスは何れも世界的なものだと話し、日本の面的発達に対し、インドは極端的発達だという表現で農村事情を微細に話され、大変に興味があった。ついで米の多収の技術について、気候的な関係もあるであろうが、例示的には日本よりも遙かに高いことを強調された。

第45回(同年5月21日)は末次勲氏の約1か月の中南米4か国(アルゼンチン、ウルガイ、コスタリカ、ガテマラ)に出張視察された報告があった。帰国早々に十分まともでない前提されたが、却って新鮮味があった。これらの国々は東南アジアの発展途上国と異なり、食糧不足ではなく、より豊かな生活のために貿易の発展に主力が注がれているので、日本に対しては自主的に何を求めているかを理解せねばならぬ。そのための農業技術援助であるから、短期間の視察旅行などで結論は出せず、先方の研究機関に入り、何年かの研究の後でないといへぬとの話であった。

第46回(同年7月23日)は農林省研究総務官の川嶋良一氏が「最近の日本農業技術研究」という題で、明年度の予算要求項目別の大要を話された。その中で13研究所の筑波移転を昭和53年までに完了することの努力、ついで農業資材関係として業者と関係あるもの、農業技術そのものとしての作物の品種改良な

ど多岐の話があった。最後に地方農試として関心のある改良研究員制度につき、現在もその資格試験など実施しているが、1県1名という現状で全く有名無実化していることに対して、その対処策を提案された。

第47回(同年9月24日)は科学技術庁官房参事官の工藤健一氏の「作物のエネルギー産出量」の話があり、氏が石油ショックで、エネルギー問題が問題化した時、農産課長として麦の生産の必要性の一助としてまとめたものだったといっていた。日本農業の機械、農業、化成肥料などの人工エネルギーの投与の大きいこと、特に機械投与の過大であることを数字的に詳しく示し、その趨勢を明かにしていることに大変興味があり、大いに参考になった。しかし話や統計は農業全体よりみたマクロ的なものであったため、私が戦後間もなく試算して、土地利用の参考にした、各作物別の太陽エネルギーの利用率や人工エネルギーの投与を考えて、問題を具体化すべきだなどと蛇足を述べたりした。

第48回(同年12月10日)は、本会の創設、その後の会の運営に常に中心として物、心両面で多大のお世話を下さっていた、大日本農会副会長の竹内二郎氏が長い入院生活のあと、終りに去る11月1日朝夕亡くなられた。それで農研会も心ばかりの生花を供えて、ご冥福をお祈りした。

第49回(昭和52年1月21日)は、農林省技術会議副研究管理官の加藤明治氏の「日本の畑作物の試験研究」について話を聞いた。多数の資料を準備下さって、畑作物全般の育種、栽培研究の歴史的経過を詳細に報告下さって、目下の問題の展開について示され、その重要性を強調された。一同の質問にも熱意溢れる応答で、一同は強い感動を受けた。

以上のように農研会には毎回話題の提供者があり、会員一同も時代の進みに遅れないよう努力し、長年の経験も活かして、有意義な会合を重ねている。(昭和52年1月24日 薦田快夫記)